５　事業費補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、「河川費」及び「下水道費」にあつては、当該率が負数となるときは零とする。）又は当該率を合算した率に一を加えた率とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　道路橋りよう費	道路の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=15}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=15}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=15}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{23}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{23}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=15}^{23}(V_n \times W_n)}{1{,}928{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=21}^{22}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{26}(AB_n \times AC_n) + \dfrac{\sum_{n=23}^{令4}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=23}^{令4}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=23}^{令4}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{令4}(AJ_n \times AK_n)}{}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債の同意等額（地方特定道路整備事業（「地方特定道路整備事業について」（平成４年１月20日付け建設省都街発第２号、建設省道企発第５号、自治調第５号）によつて採択された事業をいう。以下この表において同じ。）に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特例事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）に相当する額 $C_{15} = 0.018$

５　事業費補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、「河川費」及び「下水道費」にあつては、当該率が負数となるときは零とする。）又は当該率を合算した率に一を加えた率とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　道路橋りよう費	道路の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=14}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=14}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=14}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=14}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{23}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=15}^{23}(V_n \times W_n)}{1{,}950{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=21}^{22}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{26}(AB_n \times AC_n) + \dfrac{\sum_{n=23}^{令3}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=23}^{令3}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=23}^{令3}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{令3}(AJ_n \times AK_n)}{}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債の同意等額（地方特定道路整備事業（「地方特定道路整備事業について」（平成４年１月20日付け建設省都街発第２号、建設省道企発第５号、自治調第５号）によつて採択された事業をいう。以下この表において同じ。）に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特例事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）に相当する額 $C_{14} = 0.015$ $C_{15} = 0.019$